

仕 様 書

鹿島区教育施設の児童生徒に安全安心で安定した給食を提供するため、排水処理浄化槽内の汚泥を処理運搬し、適切な管理状態を維持するものとし、下記の仕様により実施する。

1 委託名

学校給食センター汚泥処理業務委託

2 業務委託施設

施設名 南相馬市学校給食センター

住所 南相馬市鹿島区寺内字狐畑14番地3

電話番号 0244-46-2374

3 業務委託期間

契約締結日 ～ 令和9年3月31日

4 汚泥処理量及び委託日

(1) 1回目

期間 小中学校の夏季休業期間内（7月～8月）

処理量 脱水処理後20m³程度（脱水ケーキ）

油等汚泥 4t程度（脱水処理できないもの）

(2) 2回目

期間 小中学校の春季休業期間内（3月）

処理量 脱水処理後20m³程度（脱水ケーキ）

5 業務内容

給食センター油水分離槽内部に溜まった汚泥を移動脱水車により脱水ケーキにし、受託者の責任により産廃処理を行う。また、1回目は脱水処理のできない油の塊や、槽内の雑配管洗浄作業後にでる残渣等を吸引車で収集し、南相馬市（以下「甲」という。）が処分業務を委託する市内の産業廃棄物中間処理施設へ運搬すること。汚泥引抜後の槽内については洗浄を実施すること。また雑配管についても洗浄を実施すること。

6 脱水処理できない汚泥の運搬先（産業廃棄物中間処理施設）

事業場の名称 : 株式会社クレハ環境

所在地 : 福島県いわき市錦町四反田30番地

処分の方法 : 中間処理（焼却）

施設の処理能力 : 238t/日(24時間) × 2(7号焼却炉・8号焼却炉)

施設の所在地 : 福島県いわき市錦町落合136-1外25筆

許可番号 : 第09420004159号

7 分析証明書

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（環境庁告示第13号）による試験は、受託者（以下「乙」という。）が行い分析証明書を提示する。また、これに関する一切の費用については乙の負担とする。

8 提出書類

- (1) 業務着手時
 - ① 業務着手届
 - ② 業務工程表
- (2) 各業務完了時
 - ① 成果品（業務前、業務中、業務後のわかる写真、汚泥処理に係るマニフェスト等）
- (3) 全業務完了時
 - ① 業務完了届
 - ② 請求書

9 その他

- (1) 乙の行った業務について不十分な場合、甲はやり直しを命ずることができる。
- (2) 乙は業務について施設管理者の指示にしたがうことは勿論、その他問題点が生じたときは甲と協議する。
- (3) 油等汚泥（脱水処理できないもの）の処分費用は委託料に含めないこと。
- (4) 甲又は乙から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

①乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

②甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

- (5) その他本契約について明記されていない事柄については甲との協議により決定する。

10 環境への配慮

処理業務の遂行にあたって産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律その関係法令を遵守するものとし、南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。